

定例監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査の結果（令和5年1月26日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第14項の規定により公表する。

令和5年2月9日

山形市監査委員 玉 田 芳 和
同 村 山 秀 幸
同 菊 地 健太郎
同 武 田 聡

(様式)

森 第 356 号
令和 5 年 2 月 7 日

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤 孝弘

農林部定例監査結果についての措置状況（通知）

令和 5 年 1 月 26 日付けで通知のあった定例監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

課 等 名	監 査 の 結 果	措 置 状 況
森林整備課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。	
	1 行政財産目的外使用許可事務において、使用許可伺に使用期間の延長及び更新を許可する理由が記載されていないものがあった。 ・ ニュータウン周辺環境保全林整備事業用地（当該周辺土地に係る管理道路として）	1 山形市公有財産の取得、管理及び処分に関する規則、山形市公有財産管理等に関する事務取扱要領を確認し、適切な事務手続きについて課内全体で共有しました。 今後、適切な事務処理を行ってまいります。